

総合特別区域基本方針の変更について(平成25年8月30日 閣議決定)

I 構造改革特区の規制の特例措置の適用

「総合特別区域法の一部を改正する法律(平成25年法律第53号)」により、構造改革特別区域法において措置された規制の特例措置は、総合特別区域法において別途個別に措置しなくても、総合特別区域計画の認定を受けて適用が可能となることに伴い、当該計画の認定に係る規定等所要の規定の整備を行う。

II 総合特区推進ワーキンググループ(WG)の廃止

総合特区制度が定着してきたことから、WGにおいて各府省間の調整が必要な事項は減少し、総合特区推進本部における議論や各府省間の連携により、その機能を代替することが可能となってきたことを踏まえ、手続の簡素化・迅速化を図るため、WGについては廃止することとする。

※総合特区推進WG：総合特区担当大臣を座長、各府省の副大臣等を構成員とし、本部の議を経ることとされている事項等について、本部の開催に先立ち各府省間の調整を図るために設置されたもの。

III 規制の特例措置の追加

法律、省令等により措置された規制の特例措置を別表に追加。

IV その他

- 総合特別区域の変更に伴い、指定自治体が追加される場合には、評価・調査検討会における調査検討を要することを明確化。
- 総合特別区域の第四次指定については、8月末までに指定することとしていたが、9月末までに変更する。

追加される規制の特例措置の概要

I 法律による措置

① 国有財産法の特例

関西イノベーション国際戦略総合特区
(京都府・大阪府・兵庫県・京都市・大阪市・神戸市)

国際戦略総合特区において、先端的な研究開発の推進のために必要な施設を整備する場合に、売却の可能性が極めて低く、多額の維持管理費を要する等の要件を満たす国有財産を無償譲渡できることとする。

II 省令による措置

② 住宅敷地内におけるPLC屋外通信の規制緩和

次世代エネルギーモビリティ創造特区(豊田市)

全国展開

これまで、漏洩電磁波の影響から、屋内に限定していた広域電力線通信設備(PLC設備※)の利用範囲を、従来の屋内PLCと比べて出力の許容値を下げることにより、屋外(分電盤から負荷側)まで拡大する。

※PLC(Power Line Communications)・・・電力線を通信線としても利用する技術

③ 電気主任技術者の選定要件の緩和

あわじ環境未来島特区
(兵庫県・洲本市・南あわじ市・淡路市)

全国展開

発電施設については、電気主任技術者の選任が義務付けられているが、当該技術者を外部委託することが認められる施設の範囲を出力1,000kw未満から2,000kw未満まで引き上げる。

注)太陽電池発電施設、風力発電施設、水力発電施設、火力発電施設に限る。(燃料電池発電施設は1,000kw未満のまま、原子力発電所は外部委託できない)

Ⅲ 通知等による措置

④ 電力の特定供給の供給先に関する規制緩和

柏の葉キャンパス「公民学連携による自立した都市経営」特区(柏市)
アジアヘッドクォーター特区(東京都)

全国展開

電力の特定供給※の許可については、電力供給者及び受給者の出資額により適正に組合が設立されていることが要件とされていたが、出資の有無にかかわらず許可できることとする。

※電力の特定供給・・・特定の需要家に対し、電力の供給事業を行うもの。

⑤ 在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化等

アジアヘッドクォーター特区
(東京都)

指定地方公共団体が認定する企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、審査を迅速化※するとともに、指定地方公共団体から法務省に提出があった資料は重ねて申請者に提出を求めないこととする。

※通常の審査期間 1～3ヶ月 を 10日程度 に短縮

⑥ 働きながら日本料理を学ぶ外国人の在留

京都市地域活性化総合特区
(京都市・京都府)

外国人が、地域活性化総合特別区域内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理の調理業務に従事する活動を可能とするため、一定の要件のもと同活動を指定して、在留資格「特定活動」※による在留を認めることとする。

※在留資格「特定活動」・・・法務大臣が、個々の外国人について、特に指定する活動であり、法律で定められた活動の他、告示等により指定された活動がある。

⑦ 介護機器貸与モデル事業、予防ポイント事業

岡山型持続可能な社会経済モデル特区
(岡山市)

介護保険制度において、以下の2つの事業を地域支援事業※として実施できることとする。

- 介護保険給付の対象となっていない介護機器の貸与事業
- 高齢者が健康づくりに資する事業や健康予防事業の担い手として地域活動を行った場合に、ポイントを付与し、換金できる事業

※地域支援事業・・・要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対して、介護予防を目的として市町村が行う事業。

地域支援事業の財源は、介護給付と同じく、保険料と公費(国・県・市支出)が財源。